

データ利活用に係る国家戦略：複数の考え方

保護・規制の強さ

小 ←

→ 大

	(A) 米国	(B) 日本 (現在)	(C) EU	(D) 中国
基本戦略	・域外流通：原則 自由	・域外流通：原則 自由	・域外流通：原則 自由	・域外流通：原則 制限
	－産業データは、 原則自由 ※	－産業データは、 原則自由 ※	－産業データは、 個別規制 (金融、医療等)	－産業データも、 広範な国家機密は、域外流通不可
	－個人データは、 APEC情報プライバシー原則への適合性要求 (CBPR：企業等に対して適合性を認証) ※安保関連は保護	－個人データは、 第三国における体制等整備を要求 (個人情報保護法) －CBPRも採用 ※安保関連は保護	－個人データは、 第三国における体制等整備を要求 (EUデータ保護規則：国に対して十分性認定) ※安保関連は保護	－個人データは、 重要情報基盤の事業者に対し、域外流通禁止 (サイバー空間における中国の主権との考え方)
	・域内流通：原則 自由	・域内流通：原則 自由	・域内流通：原則 自由	・域内流通：原則 自由
	－産業データは、 原則自由 ※	－産業データは 原則自由 ※	－産業データは 原則自由 ※	－産業データは 原則自由 ※
	－個人データは、 自主規制 (ただし、連邦取引委員会法第5条に基づき、各企業が公表するプライバシーポリシー違反行為を行った場合FTCにより罰せられる。)	－個人データは、 一般的な保護 (個人情報保護法)	－個人データは、一般的な保護に加え、「 データポータビリティ権 」「 忘れられる権利 」等、個人に「 基本的権利 」を保障	－個人データは、 包括的な個人情報保護法存在せず
・ 公的データ等 ：オバマ政権のオープンガバメント政策 (新たに作成するデータ原則公開)	・ 公的データ等 ：公的データの利活用促進の動き (官民データ活用推進基本法)	・ 公的データ等 ：デジタル単一市場戦略 (EU域内のデータ流通、電子政府等の促進)	・ 公的データ等 ：第13次5カ年計画において、「データ資源の共有化、オープン化」について明記	

※産業データの利活用権限については契約で規定、別途営業秘密については法律で保護



出典：経済産業省 産業構造審議会「新産業構造ビジョン」(2017年5月30日)より岩渕友事務所作成

2018年5月22日 参議院経済産業委員会提出資料③ 日本共産党 岩渕友